

医療法人社団 健育会
ケアセンターけやき

通所介護
契約書別紙
(重要事項説明書)

重要事項説明書

1	サービスについての相談窓口	2
2	事業者の概要	2
3	提供するサービス内容	2
4	利用料金	3
5	サービスの利用方法	5
6	通所介護の特徴	5
7	緊急時の対応	6
8	非常災害対策	7
9	身体拘束の禁止	7
10	守秘義務に関する対策	7
11	サービス内容に関する苦情	7
12	事業者の概要	8

通所介護重要事項説明書

令和6年4月1日 現在

1. サービスについての相談窓口

電話 : 03-5922-6322(代表)

電話 : 03-5922-6266(デイサービス直通)

担当者 : 門傳 尋子、大野 泉、内山 純一、阿部 新太郎

※ご不明な点は、何でもご相談ください。

2. 事業者の概要

(1)概要

名称	ケアセンターけやき
所在地	東京都板橋区桜川2-10-7
事業者番号	通所介護 (東京都 1371905926 号)
サービス提供地域	板橋区(大谷口北町、大谷口上町、大谷口・小茂根・桜川・中台・若木・大山西・大山町・向原・東新町・東山町・弥生町・仲町・上板橋・常盤台・南常盤台・前野町)
	練馬区(氷川台、羽沢、桜台、小竹町、錦)

※上記地域以外の方は、遠慮なくご相談ください。

(2)職員体制

	職務内容	常勤	非常勤	合計
管理者(介護職員兼務)	業務の一元的な管理	1(1)		1(1)
生活相談員(介護職員兼務)	生活相談及び指導	4(3)		4(3)
看護師(もしくは准看護師)	心身の健康管理、保健衛生管理	1	2	3
介護職員	介護全般の支援・アクティビティの実施	5(3)	8	13(3)
機能訓練指導員	身体機能及び、健康の維持・低下防止の指導	1		1

()内は兼務職員数となります。

(3)当事業者の設備等

	通所介護
定員	50名
食堂兼機能訓練室	1室
静養室	1室
相談室	1室
送迎車	8台・軽1台
浴室	一般浴槽と特別浴槽があります。

(4) サービス提供時間 午前8時30分から午後5時15分

(5) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分

(6) 営業日 月曜日から土曜日・祝日(ただし、12月30日から1月3日を除く)

3. 提供するサービス内容

- ①送迎 自宅から事業所間の送迎を行います。片道のみ利用も可能です。
- ②健康チェック 血圧・脈拍・体温を測定し、状態の確認を行います。服薬管理も行います。
- ③食事サービス 利用者の方に合った食事を提供します。
- ④入浴サービス 見守りや介助により必要な入浴を提供します。
- ⑤生活相談 日常生活における介護等に関する相談及び助言を行います。
- ⑥機能訓練サービス 機能訓練を行い、日常生活動作の維持及び低下の防止に努めます。
- ⑦アクティビティサービス レクリエーション活動・創作活動・行事活動等を行います。
- ⑧家族会 家族同士の交流にて、お互いを理解し共感できる場を提供します。
サービス従事者と家族との交流にて、情報交換を行い、相談及び支援を行います。

4. 利用料金

(1) 利用料金 ①通常規模型通所介護

<8時間以上9時間未満>

	通所介護				
	1回あたりの基本単位	1日あたりの基本料金	利用者負担金(1割)	利用者負担金(2割)	利用者負担金(3割)
要介護 1	669	¥7,292	¥729	¥1,458	¥2,187
要介護 2	791	¥8,621	¥862	¥1,724	¥2,586
要介護 3	915	¥9,973	¥997	¥1,994	¥2,992
要介護 4	1,041	¥11,346	¥1,134	¥2,269	¥3,404
要介護 5	1,168	¥12,731	¥1,273	¥2,546	¥3,819

<7時間以上8時間未満>

	通所介護				
	1回あたりの基本単位	1日あたりの基本料金	利用者負担金(1割)	利用者負担金(2割)	利用者負担金(3割)
要介護 1	658	¥7,172	¥717	¥1,434	¥2,151
要介護 2	777	¥8,469	¥846	¥1,693	¥2,540
要介護 3	900	¥9,810	¥981	¥1,962	¥2,943
要介護 4	1,023	¥11,150	¥1,115	¥2,230	¥3,345
要介護 5	1,148	¥12,513	¥1,251	¥2,502	¥3,754

<6時間以上7時間未満>

	通所介護				
	1回あたりの基本単位	1日あたりの基本料金	利用者負担金(1割)	利用者負担金(2割)	利用者負担金(3割)
要介護 1	584	¥6,365	¥636	¥1,273	¥1,909
要介護 2	689	¥7,510	¥751	¥1,502	¥2,253
要介護 3	796	¥8,676	¥867	¥1,735	¥2,602
要介護 4	901	¥9,820	¥982	¥1,964	¥2,946
要介護 5	1,008	¥10,987	¥1,098	¥2,197	¥3,296

<5時間以上6時間未満>

	通所介護				
	1回あたりの基本単位	1日あたりの基本料金	利用者負担金(1割)	利用者負担金(2割)	利用者負担金(3割)
要介護 1	570	¥6,213	¥621	¥1,242	¥1,863
要介護 2	673	¥7,335	¥733	¥1,467	¥2,200
要介護 3	777	¥8,469	¥846	¥1,693	¥2,540
要介護 4	880	¥9,592	¥959	¥1,918	¥2,877
要介護 5	984	¥10,725	¥1,072	¥2,145	¥3,217

※介護報酬告示額に、特別区地域加算(1単位=10.9円)をかけて計算した1日あたりの金額です。

②入浴介助加算(1)(40単位) 入浴1回あたり 436円 利用者負担額は 44円です。

③介護職員処遇改善加算Ⅰ 総単位数に加算率5.9%を乗じた単位数で算定。
※当該加算は区分支給限度基準額の算定から除外されます。

④介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 総単位数に加算率1.2%を乗じた単位数で算定。
※当該加算は区分支給限度基準額の算定から除外されます。

⑤介護職員等ベースアップ等支援加算 総単位数に加算率1.1%を乗じた単位数で算定。
※当該加算は区分支給限度基準額の算定から除外されます。

<令和6年6月より②、③、④の加算は⑥に一本化されます>

⑥介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 総単位数に加算率9.2%を乗じた単位数で算定。
※当該加算は区分支給限度基準額の算定から除外されます。

⑦サービス提供体制強化加算

サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 22単位/回 利用者負担額は 24円です。
サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 18単位/回 利用者負担額は 20円です。
サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 6単位/回 利用者負担額は 7円です。

⑧中重度ケア体制加算 45単位/日 利用者負担額は 49円です。

⑨1)個別機能訓練加算(Ⅰ)イ 56単位/日 利用者負担額は 61円です。
2)個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ 76単位/日 利用者負担額は 82円です。

※個別機能訓練加算は全員が対象ではありません。

⑩生活機能向上連携加算(Ⅱ)

竹川病院通所リハビリテーションのリハビリ専門職と連携して、個別機能訓練計画の進捗状況を3月ごとに1回以上評価し、必要に応じて計画・訓練内容等の見直しを行ったときに算定します。

- 1) 200単位/月 利用者負担額は 218円です。
- 2) 100単位/月 利用者負担額は 109円です。※個別機能訓練加算を算定している場合

⑪ADL維持加算

ADL等維持加算(Ⅰ) 30単位/月 利用者負担額は 33円です。
ADL等維持加算(Ⅱ) 60単位/月 利用者負担額は 65円です。

⑫科学的介護推進体制加算 40単位/月 利用者負担額は 44円です。
ご利用者の心身等の必要な情報を厚労省に提出している場合に算定します。

⑬感染症または災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の加算
所定単位数の3%を加算

※感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が生じ、当該月の利用者数の実績が当該月の前年度における月平均の利用者数よりも5%以上減少している場合に算定します。
利用者数が減少した月の翌々月から3月以内に限り算定させていただきます。ただし特別の事情があると認められる場合は、当該加算の期間が終了した月の翌月から3月以内に限り、引き続き算定させていただくことがございます。

⑭送迎減算 ご自宅から事業所まで送迎を行わない場合(ご本人・ご家族様送迎)
47単位/片道 利用者負担額では 51円 を減額する。

⑮昼食・おやつ代 1日あたり 昼食代800円 おやつ代50円

⑯オムツ代 リハビリパンツ 1枚あたり 100円 パット 1枚あたり 50円

⑰その他 レクリエーション材料費・行事参加にかかる費用等につきましては、実費とし、利用者又は家族に事前に説明をして同意を得るものとします。
※利用者負担割合が2割、3割負担の方は、加算の利用者負担額は、それぞれ2倍、3倍になります。

(2)キャンセル規定 : 利用者の都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料が必要です。

利用当日のご連絡(前日17時以降含む)の場合	850円
------------------------	------

(3)利用料金の支払い方法

毎月15日までに前月分の請求書をお渡し致します。料金は月ごとの一括請求となり、2(休業日の場合は翌営業日)に銀行口座引き落としとなります。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込み下さい。当事業者職員がお伺いします。サービスの提供の依頼を受けた後、契約を結び、通所介護計画書を作成し、サービスの提供を開始します。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談下さい。

(2) サービスの終了

①利用者の都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の7日前までに書面でお申し出下さい。

②当事業者の都合でサービスを終了する場合

人員不足ややむを得ない事情により、サービスの提供を終了させて頂く場合がございます。その場合には、終了1ヶ月前までに書面で通知致します。

③自動終了

以下の場合、双方の書面がなくても、自動的にサービスを終了致します。

- ・利用者が介護保険施設等に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合
- ・利用者が亡くなられた場合

④その他

- ・当事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者や家族などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合、又は、当事業者が倒産した場合、利用者は書面で解約を通知することにより、すぐにサービスを終了することが出来ます。
- ・次の事由に該当した場合は事業者は書面で通知することにより、直ちにサービスを終了する事が出来ます。
 - 1、利用者がサービス利用料金の支払いを3ヶ月以上滞納し、料金を支払うよう勧告後、指定期日までに支払いがない場合
 - 2、利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合
 - 3、利用者が入院もしくは、病気により、1ヶ月にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合
 - 4、利用者や家族などが、サービス従事者に対して、本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合
 - 5、利用者の自己都合により、1ヶ月以上の長期欠席をされる場合

6. 当事業者の通所介護サービスの特徴

(1) 運営の方針

事業者のサービス従事者は、要介護状態等の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るための支援を行います。

事業の実施にあたっては、区市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

一人ひとりのあるがままを受け入れ、その人らしさを大切にします。又、一人ひとりの持っている力を大切に、さりげない支援を行い、「居心地の良い場所」にこだわっていただけるような事業内容にします。

(2) サービス利用にあたっての留意事項

① 体調の確認・体調不良時について

- ・体調不良、病気等の際は、サービス提供をお断りすることがあります。
- ・当日の健康チェックの結果で体調の異変があった場合、サービス内容の変更又は中止することがあります。

② 送迎について

- ・送迎時間は、利用前日の夕方(デイサービスが休みの日は、その前日)に電話かFAX・連絡帳への記入等にてお知らせ致します。前日につながらなかった場合、交通事情や天候により大幅に時間の変更がある場合は、当日の朝に連絡させていただきます。
- ・自宅までサービス従事者が伺いますので、準備をしてお待ち下さい。
- ・送迎は自宅から事業所間となります。途中下車はご遠慮下さい。
- ・新規、終了、長期欠席の利用者の増減員により、送迎時間に変更になる場合があります。ご協力下さい。

③ 昼食・おやつのカンセルについて

- ・利用当日の連絡につきましては、昼食・おやつ代 850円のご負担を頂きます。

④ 入退院について

- ・入院された場合は、ご連絡下さい。退院後のサービス開始は、医師のサービス利用許可が出てからとなります。

⑤ 感染症及び伝染病について

- ・利用以前及び、以後に感染症や伝染病の疑いのある方は、完治されるまでサービスの利用は出来ません。サービス利用再開時は、医師の証明書が必要になります。

⑥ 設備、器具の利用について

- ・機能訓練機器は危険の恐れがある為、サービス従事者等の指導以外でのご利用はご遠慮下さい。
- ・利用者の故意、重過失により施設、器具等を破損した場合、賠償して頂く場合がありますのでご了承下さい。

⑦ その他について

- ・金品、現金等の貴重品は持参しないで下さい。紛失等の責任を負いかねますのでご了承下さい。又、金銭及び食べ物のやりとりは、ご遠慮下さい。管理や衛生面及び、これに関わる事故(食中毒)につきましては、責任を負いかねますので、ご了承下さい。
- ・食べ物の持参はご遠慮下さい。利用中の食事は特段の事情がない限り事業者が提供する食事を摂取して頂きます。
- ・センター内での喫煙は出来ません。
- ・他の利用者やサービス従事者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動・政治活動・営利目的の活動を行うことは出来ません。
- ・サービス従事者に対する贈り物や飲食等のもてなしはご遠慮させていただきます。
- ・その他、契約内容に反する時は利用を中止及び解約させていただきます。

7. 緊急時の対応

(1) 事故発生時

- ・予期せぬ不測の事態に備えて安全の確保と対策を重視しておりますが、万が一、サービスの提供中に事故が発生した場合は、速やかに対応すると共に、家族や区市町村・緊急連絡先・介護支援専門員・その他関係機関に連絡致します。

(2)急変時

- ・サービス提供中に、利用者の健康状態が急変した場合は、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡をし、必要な処置が受けられるよう措置を講じます。又、あらかじめ届けられた緊急連絡先に連絡すると共に家族・介護支援専門員・その他関係機関に速やかに報告致します。

協力医療機関	医療法人社団 健育会 竹川病院
住所	東京都板橋区桜川2-19-1
電話番号	03-3966-8781

8. 非常災害対策

- ・防災時の対応 迅速かつ冷静に行動し、利用者の安全に努めます。
- ・防災設備 スプリンクラー、有人通報設備
- ・防災訓練 年2回の避難訓練及び防災訓練
- ・防火責任者 島山 智貴

9. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。
ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得ると共に、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

10. 守秘義務に関する対策

事業者及びサービス従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。
又、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、サービス従事者に周知しております。

11. 第三者評価の実施について

実施状況:無し

12. サービス内容に関する苦情

円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制、手順として、利用者、家族、その他関係者との事情聴取や調整を行い、必要がある場合には区市町村にも報告を行い、今後の再発防止に努めていきます。

相談、苦情に対する担当者は下記の通りです。担当者が不在の時は、基本的な事項については誰でも対応できるようにすると共に、担当者に引き継いでいきます。

①当事業者

相談・苦情 窓口担当者		受付時間
管理者	門傳 尋子	月～土・祝日 午前 8時30分 ～ 午後5時30分
相談員(介護職員兼務)	門傳 尋子、大野 泉、内山 純一	
電話番号	03-5922-6266(デイスサービス直通)	

②当事業者以外

区市町村(板橋区)	健康生きがい部 介護保険課
担当課	介護保険苦情相談室
電話番号	03-3579-2079

区市町村(練馬区)	地域包括支援センター(総合福祉事務所内)
練馬(〒176地域の方)	03-3993-1111(代表)
光が丘(〒179地域の方)	03-5997-7716

	東京都国民健康保険団体連合会
担当課	苦情相談窓口
電話番号	03-6238-0177

13. 事業者の概要

名称・法人種別	医療法人社団 健育会
代表者役職・氏名	理事長 竹川節男
本部所在地	東京都板橋区桜川2-19-1
電話番号	03-3966-6322
定款の目的に定めた事業	認知症対応型通所介護(休止) 介護予防認知症対応型通所介護(休止) 認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護 特定施設入居者生活介護 通所介護 介護予防通所介護 訪問看護 介護予防訪問看護 居宅介護支援事業所